

埼玉県立歴史と民俗の博物館ボランティア設置要綱

(設置及び目的)

第1条 埼玉県立歴史と民俗の博物館（以下「博物館」という）は事業の推進にあたり、ボランティア活動をとおして、博物館利用者の便宜を図るとともに円滑な博物館運営を促進し、もって県民のための博物館として地域文化の向上に資することを目的として博物館ボランティア（以下「ボランティア」という）を置く。

(ボランティアの種類)

第2条 設置ボランティアには、次の各号に掲げるものを置くことができる。

- (1) 展示解説ボランティア
- (2) 体験学習ボランティア
- (3) 学生ボランティア
- (4) その他、館長が必要と認めるボランティア

(資格及び登録)

第3条 ボランティアは、次の条件を満たす者につき登録する。

- (1) 博物館の事業に理解と関心を有する者
 - (2) 規定の日数、ボランティアとして活動が可能な者
 - (3) 18歳以上の者（学生ボランティアは高校生以上の学生・生徒とする）
 - (4) 健康で、博物館に無理なく通うことができる者
- 2 ボランティアの登録は、(1)～(4)に該当する者で、博物館ボランティアとして所定の研修を受け登録を申請（第1号様式）した者に対し、埼玉県立歴史と民俗の博物館長（以下「館長」という）が適当と認める者について登録簿への登録を行う。
- 3 登録期間は、登録した日の属する年度末までとする。ただし、引き続きボランティア活動を希望する者については、年度毎に登録を更新することができる。（第2号様式）
- 4 ボランティアの更新は4回まで（5年間）を限度とする。
- 5 ボランティア活動を辞退・休止・復帰する時には申し出るものとする。（第3・4号様式）
- 6 ボランティア活動証明書が必要な場合は申請することができる。（第5号様式）

(登録の抹消)

第4条 館長はボランティアが次の各号の一に該当する場合は登録を抹消することができる。

- (1) 登録辞退を申し出た時
- (2) 第2条に定める活動内容に反する行為を行った時
- (3) 館の設置目的に反する行為があった時
- (4) ボランティア組織の円滑な運営を著しく阻害したと認められる時

(募集)

第5条 博物館は、毎年、必要と認められる人数のボランティアの募集を行うものとする。人数及び募集期間は、その都度館長が定めるものとする。

(報酬等)

第6条 博物館ボランティアには、報酬、交通費、食費等は支給しない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ボランティア活動の実施に必要な事項については、館長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。